



終身サポート事業 ひとりでもあんしん未来

住み慣れた町に、いつまでも
本別町社会福祉協議会

もくじ

4つのサポートで未来のあんしんを	3
あんしんお預かりサービス	5
生前事務委任契約	7
任意後見制度	9
死後事務委任契約	11
よくあるご質問	13
サービス費用一覧	14



あんしんサポートセンターで 未来のあんしんを

「住み慣れた町にいつまでも暮らしたい」

そんな願いをかなえるために・・・

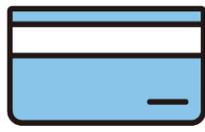
ひとり暮らしのあなたの「老いじたく」、

あんしんサポートではじめてみませんか

あなたの不安や心配ごとに寄り添い、あなたの

未来のあんしんを全力でサポートします





01

お元気な現在

あんしんお預かりサービス

通帳や印鑑をお預かりして、日常的な支払いの代行など、日常の金銭管理を行います。

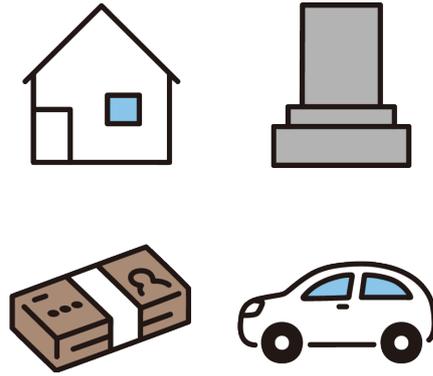
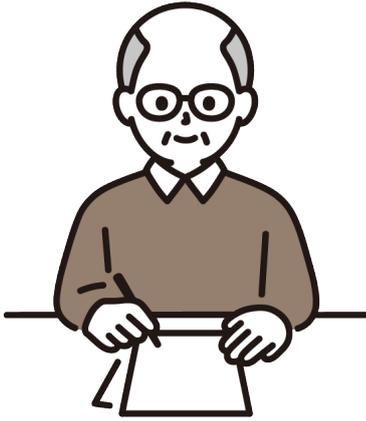
02

生活への不安が生じたら

生前事務委任契約

一人暮らしの方や、緊急連絡先を頼める親族がない方の財産管理や身上監護を行います。

4つのサポートで未来の
あんしんを作ります



03

04

判断能力が低下した時

亡くなった後

任意後見制度

判断能力が低下した際に備えて、
財産管理や身上監護についてあらかじめ
決めておくサービスです。

死後事務委任契約

あらかじめ費用をお預かりして、
死後の葬式や行政手続き、
家財整理などを行います。

人生のさまざまな場面
に応じて必要なサポートを
ご用意し、あなたの生活を
総合的にサポートします。



01

あんしんお預かりサービス

ご本人またはご親族による適切な金銭管理が難しい方の代わりに金銭管理を行い、安心して生活を送れるようにサポートします。

01 あんしんお預かりサービスでできること

日常の金銭管理
預貯金の管理



滞納返済など
家計改善の支援



受診時の医療
説明の立会



生活必需品の購
入・契約



公共料金や
賃貸物件などの
契約・解約



施設の入退所や
入退院時の
事務手続き



死去の親族関係
者への連絡



遺体引き取り・
葬儀・埋葬事務



遺された家財処
分



一人では解決が難しい、
滞納返済の計画や、家計
改善のサポートもしてく
れるのね。

02 あんしんお預かりサービスのポイント

POINT 01 金融機関との取引を代行します

一人では管理が難しい方の通帳や印鑑などをお預かりし、金融機関での取引や公共料金の支払いなどを代行します。

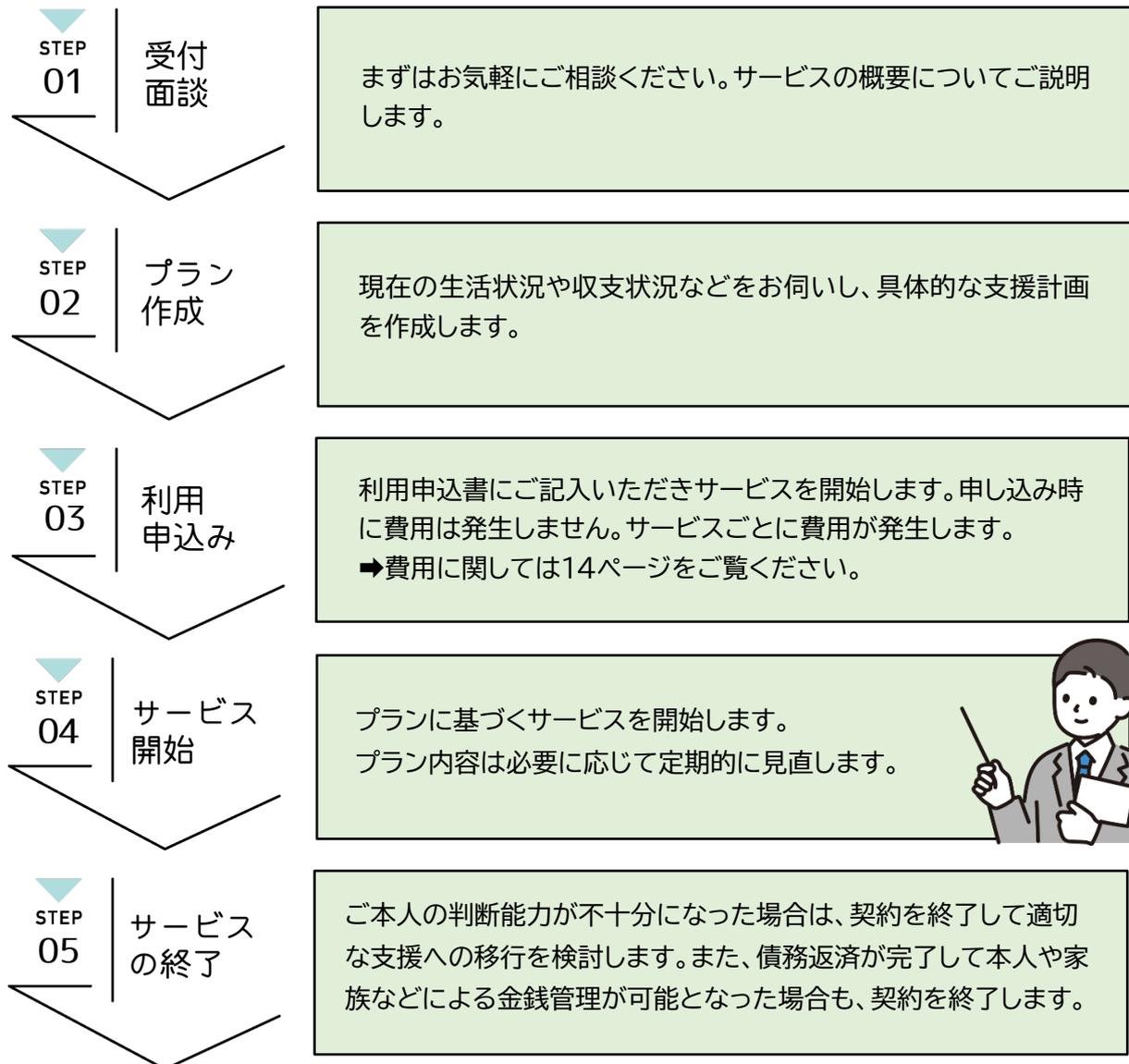
POINT 02 家計の改善と生活の再建を図ります

滞納の解消や各種給付制度等の利用、債務整理に関する支援(多重債務者相談窓口との連携など)を通じて、家計の見直しを図り、安定した生活を再建します。

ご利用できる方

- ☑ ご自身や家族で適切な金銭管理が難しい方
- ☑ 年齢や家族構成は問いません
- ☑ その他、本会会長が特に認めた方

03 あんしんお預かりサービスのながれ



生前事務委任契約

身体に不自由のある方や、入院・入所や住まいの契約時に緊急連絡先を頼める方がいない方に対して、財産管理、生活支援、緊急連絡先の引き受けを行い、生活に困らないよう支援します。

01 生前事務委任契約でできること

日常の金銭管理
預貯金の管理



滞納返済など
家計改善の支援



受診時の医療
説明の立会



生活必需品の
購入・契約



公共料金や
賃貸物件などの
契約・解約



施設の入退所や
入退院時の
事務手続き



死去の親族関係
者への連絡



遺体引き取り・
葬儀・埋葬事務



家財や不動産の
処分



いざ入院や入所となった
ときに、幅広くサポート
してくれるのね。

02 生前事務委任契約のポイント

POINT 01 財産を管理し、日常生活をサポートします

預金口座の管理、公共料金や家賃などの支払い・手続きなどを通じて、安心した生活を送れるようサポートします。

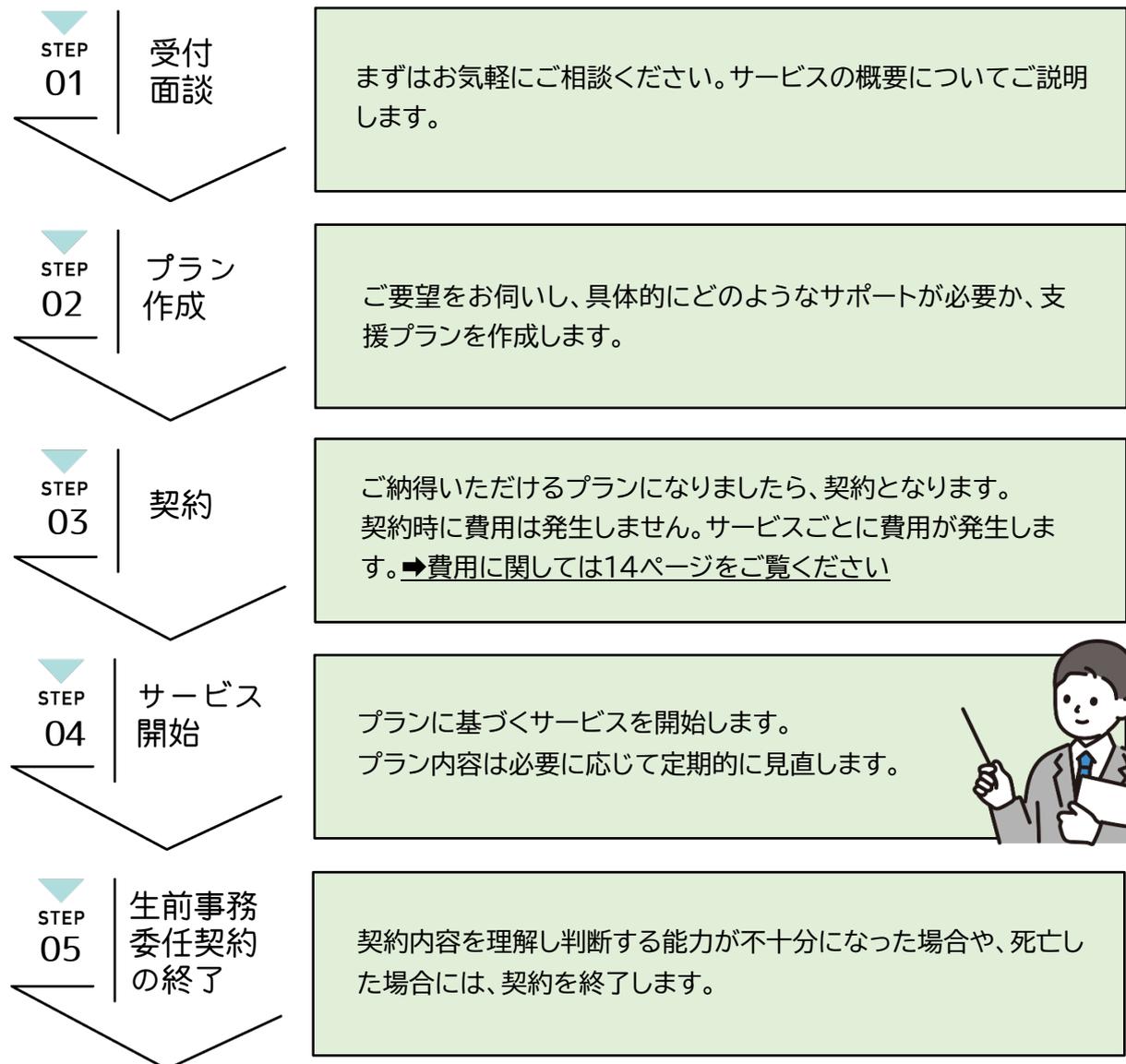
POINT 02 身上監護面で幅広くサポートします

入院・入所時の生活必需品のお届け、診療費や利用料の支払い、各種契約手続きの代行、医療説明への同席など、幅広くサポートします。

ご利用できる方

- ☑ 判断能力はあるが身体に不自由のある方
- ☑ 生活の支援を頼める親族などがいない方
- ☑ その他、本会会長が特に認めた方

03 生前事務委任契約のながれ



任意後見制度

将来判断能力が不十分になったときに備えて、あなたの財産を守り、生活を支援してくれる代理人を、お元気なうちにあらかじめ選任しておくサービスです。本別町社協を受任者とし、公証役場で任意後見契約を結びます。

01 任意後見制度でできること

日常の金銭管理
預貯金の管理



滞納返済など
家計改善の支援



受診時の医療
説明の立会



生活必需品の購
入・契約



公共料金や
賃貸物件などの
契約・解約



施設の入退所や
入退院時の
事務手続き



死去の親族関係
者への連絡



遺体引き取り・
葬儀・埋葬事務



家財や不動産の
処分



任意後見制度は、判断能力があるうちに、能力が低下したときに備えて契約を行います。



02 任意後見制度のポイント

POINT
01

判断能力が低下したときの財産管理を行います

判断能力が不十分になった際に、預貯金や不動産などの財産すべてを管理し、各種支払い・生活必需品の購入などを代わりに行うことで、安定した生活を継続できるようにします。

POINT
02

判断能力が低下したときの身上監護を行います

判断能力が不十分になった際に、入院・入所時の事務手続きや身上監護を行い、安定した生活を継続できるようにします。

ご利用できる方

- ☑ 諸々の困りごとを頼める親族などがいない方
- ☑ 支援内容を理解する判断能力のある方
- ☑ その他、本会会長が特に認めた方

03 任意後見制度のながれ

お元気なころ

判断能力の低下

STEP
01 受付
面談

判断能力が不十分になった際に代理人として行ってほしいことについてお伺いし、具体的な内容を決定します。

STEP
02 契約

決定した内容について、公証役場で公正証書による正式な契約を交わします。➡費用に関しては14ページをご覧ください

STEP
03 後見監督人の
申立・選任

ご本人の判断能力が不十分になったときに、家庭裁判所に任意後見監督人の選任を申し立てます。調査や審問などの手続きが行われ、家庭裁判所が任意後見監督人を選任します。

STEP
04 任意後見
スタート

家庭裁判所が任意後見監督人を選任し、後見受任者が正式に任意後見人となると、任意後見が開始されます。

STEP
05 任意後見
の終了

本人および任意後見人が死亡や破産した場合、または法定後見が開始した場合に契約が終了します。

死後事務委任契約

相続対象の親族がない、またはいるが疎遠な方に対して、ご本人が亡くなった際に行う事務手続きを、生前にあらかじめ契約しておくサービスです。必要な費用を預かり、その費用で死後の事務手続きを行います。

01 死後事務委任契約でできること

日常の金銭管理
預貯金の管理



滞納返済など
家計改善の支援



受診時の医療
説明の立会



生活必需品の購
入・契約



公共料金や
賃貸物件などの
契約・解約※1



施設の入退所や
入退院時の
事務手続き



親族への連絡や
役場への届出



遺体引き取り・
葬儀・埋葬事務



家財や不動産の
処分



※1…解約のみ

葬儀や行政手続き、遺品の整理など、死後の事務処理をすべて行ってくれるんだね。



02 死後事務委任契約のポイント

POINT 01 死後の一連の葬祭・埋葬業務を行います

親族・知人への連絡、病院や施設からの遺体の引き取り、葬儀、納骨、永代供養まで、ご要望に応じて承ります。

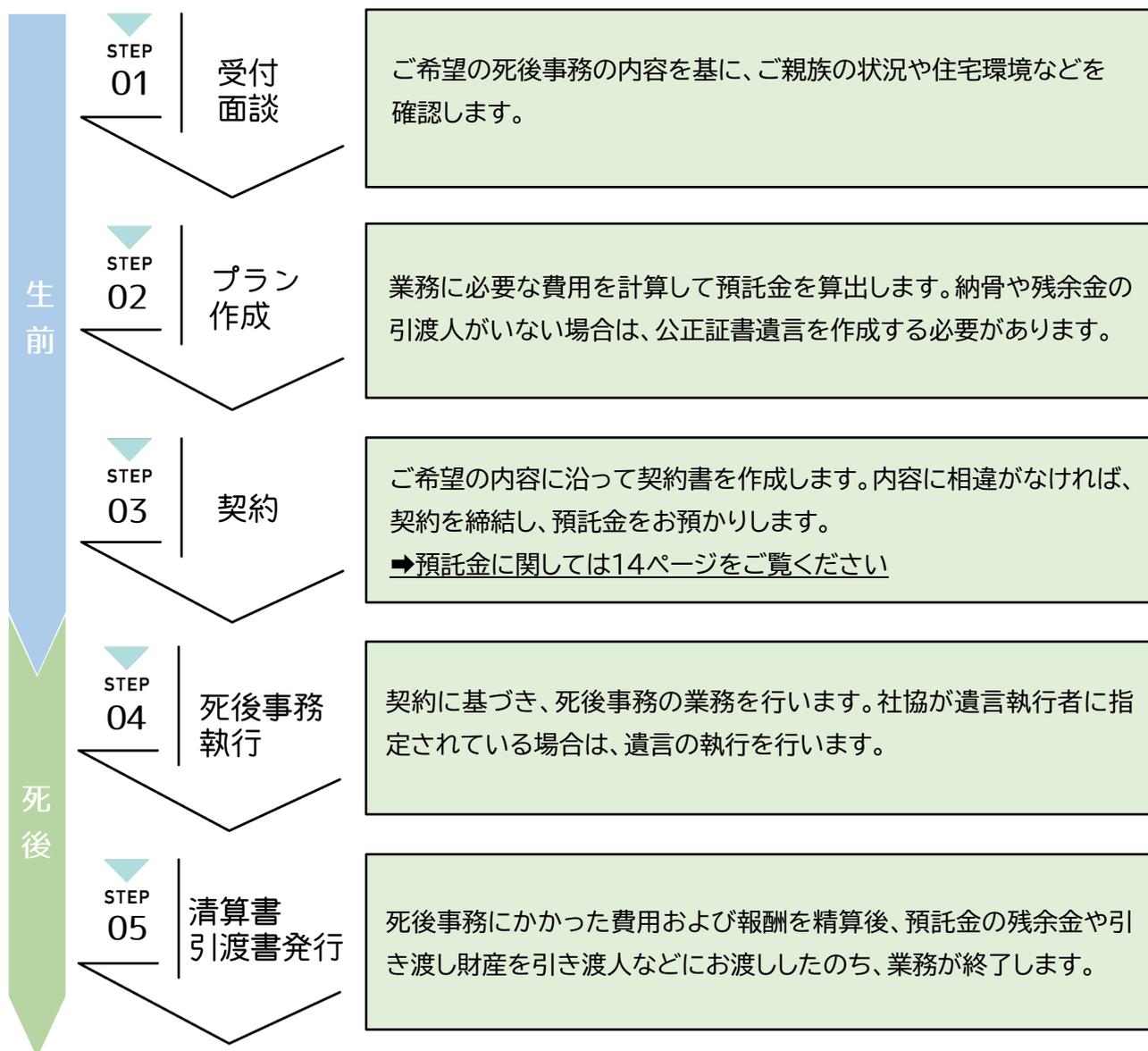
POINT 02 死後の一連の事務手続きを行います

亡くなった後の各種届出や返還、清算など、行政や各機関に対する事務手続きを行います。

ご利用できる方

- ☑ 相続の対象となる親族がいない、または疎遠の方
- ☑ 契約内容を理解する判断能力がある方
- ☑ その他、本会会長が特に認めた方

03 死後事務委任契約のながれ



Q & A

よくある ご質問

Q/ 契約時にすべてを決定しないといけないのですか？

A/ サービス利用中はいつでも変更・解約ができます。契約を解除する際は、速やかに預かり金や書類等をお返しします。状況の変化に応じて、契約内容の見直し・変更を適時行っています。

Q/ 遺言と死後事務委任契約はどう違うのですか？

遺言の法的な拘束力は、遺産相続分の指定や遺言執行者の指定などに限られています。そのため、「こういう葬式をしてほしい」「スマホのデータを消去してほしい」といった希望をかなえるためには、死後事務委任契約を結んでいただく必要があります。

Q/ ペットを飼っていますが入院時に世話をする人がいないのが心配です。世話をしてくれますか？

A

Q/ 夜中に救急搬送された場合など、緊急時には対応してもらえますか？

A/ 生前事務委任契約のみ可能です

生前事務委任契約では、夜間や休日の緊急時にも対応いたします。一人暮らしの方や、親族が遠方に住んでいて不安な方は、ぜひ生前事務委任契約をご検討ください。

A/ ペットの世話については対応しておりません。恐れ入りますが、ご近所でご相談いただくか専門業者のサービスを利用してください。

サービス費用一覧

あんしんお預かりサービス費用

保管料	1日20円
代行手数料	1回200円
その他	振込手数料等は所定の実費とする

生前事務委任契約費用

※一例としてのものです。料金は個人の資産状況によって異なります

1.生活支援業務	日常生活に必要な物品の買い物代行など	おおよそ1回500円
2.財産管理業務	金融機関での取引の代行、代理など 生活、療養監護等に係る費用の支払い代行など	おおよそ1か月1,000円
3.その他業務	老人ホーム等の入居施設への入居契約の代行並びに身元引受保証など 緊急時連絡場所指定の受託など	おおよそ1回5,000円

任意後見制度費用

事務手数料	1回5,000円 1か月20,000円まで
-------	-----------------------

死後事務委任契約費用

※実費費用は見積りに基づき設定します

1.葬儀の実施に関する業務	遺体の引き取り 葬儀、火葬、納骨に関する事務 家族、親族、その他関係者への連絡事務	実費150,000円/報酬20,000円
2.諸届け・債務整理に関する業務	賃貸物件の解約・退去に関する事務 行政官庁等への諸手続き事務 医療費、施設利用料、公共料金等の生活に起因する未払債務に関する事務	実費100,000円/報酬20,000円
3.家財整理に関する事務	家財道具や生活用品等の動産処分に関する事務	実費100,000円/報酬10,000円

社会福祉法人 本別町社会福祉協議会
本別町西美里別6-15 ケアセンター内
電話:0156-22-8320